

商品概要説明書

平成 21 年 6 月 23 日現在

商品名	ATM専用定期預金
1. ご利用いただける方	個人のお客さま(個人事業主のお客さまは対象外)
2. 預入期間	1年・2年・3年・4年・5年
3. 金額	(1)現金の場合 1回 1万円以上 200万円以下(1,000円単位) (2)振替の場合 1回 1万円以上 1,000万円未満(1円単位)
4. 適用利率	固定金利 (1)給与振込(振込金額5万円以上)指定口座をお持ちのお客さまで、振込指定店舗の通帳式定期預金・総合口座で預入する場合 各預入期間・預入金額の店頭表示利率+年0.10% (2)上記(1)に該当しない場合 各預入期間・預入金額の店頭表示利率+年0.05% (3)通帳式定期預金への上記(1)(2)の利率の適用は、2回目以降の預入の場合に適用されます。(初回預入時は上記(1)(2)の利率は適用されません。)
5. 預入形態	(1)スーパー定期・スーパー定期 300(自動継続扱い) (2)総合口座通帳・通帳式定期
6. 満期後の取扱い	(1)自動継続定期預金はスーパー定期・スーパー定期 300となり、預入期間は、初回預入定期預金と同期間となります。 (2)自動継続定期預金の適用利率は、継続日の上記 4(1)(2)の利率を適用します。
7. 中途解約	次の中途解約利率を適用させていただきます。 1. 預入期間1年・2年の場合 a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% c. 1年以上2年未満 約定利率×70% 2. 預入期間3年の場合 a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70% f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90% 3. 預入期間4年の場合 a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70% f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×80% g. 3年以上4年未満 約定利率×90%

	<p>4. 預入期間5年の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>a. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>b. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>c. 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>d. 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>e. 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>f. 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>g. 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>h. 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	a. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	b. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%	c. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×40%	d. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%	e. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×60%	f. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%	g. 3年以上4年未満	約定利率×80%	h. 4年以上5年未満	約定利率×90%
a. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																
b. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%																
c. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×40%																
d. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%																
e. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×60%																
f. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%																
g. 3年以上4年未満	約定利率×80%																
h. 4年以上5年未満	約定利率×90%																
<p>8. その他留意事項</p>	<p>(1) 事前に通帳(総合口座通帳、通帳式定期)を作成していただく必要があります。(既にお持ちの場合は、新たに作成していただく必要はありませんが、総合口座定期の1回目の定期預金預入の場合は、窓口で印鑑をお届けしていただく必要があります。)</p> <p>(2) 上記4(1)の利率を適用する場合は、給与振込指定口座の取扱店に申込書を提出していただく必要があります。</p> <p>(3) 上記4(1)の利率の適用開始については、前記8(2)の申込書提出と給与振込実績確認後に適用が開始されます。</p> <p>(4) 給与振込が停止となった場合(振込金額が5万円を下回った場合を含む)は、定期預金の次回満期後(継続時)から上記4(1)の利率から上記4(2)の利率に変更されます。</p> <p>(5) 適用利率については、金融情勢等により予告なく変更する場合があります。</p> <p>(6) 店頭表示利率等金利については、窓口でお問い合わせください。</p>																